

雲仙岳の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



九州地方整備局提供

■雲仙岳 噴火警戒レベルに応じた防災対応



- 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が住民、観光客、登山者・入山者及び自治体等の防災機関に求められます。

レベル5（避難）：

危険な居住地域からの避難等

レベル4（高齢者等避難）：

警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等

レベル3（入山規制）：

想定火口域の縁から概ね1km以内の立入規制
○の範囲内

レベル2（火口周辺規制）：

想定火口域の縁から概ね500m以内の立入規制
●の範囲内

レベル1（活火山であることに留意）：

状況に応じて火口内への立入規制

大きな噴石に警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、想定火口域の縁から概ね500m●、概ね1km○、概ね2km●、概ね3km●、概ね4km●となります。

●：想定火口域 ー：一般道

○：居住地域 ー：一般道（レベル3規制）

●：溶岩流 ー：登山道

○：火砕流 ー：登山道（レベル3規制）

●：火砕サージ ー：登山道（レベル2規制）

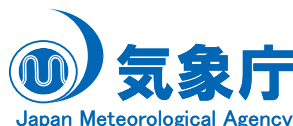
※噴火警戒レベルが対象とする火山現象は、大きな噴石、溶岩流及び火砕流です。溶岩ドームの崩落や土石流などについては、自治体等が発表する情報に留意してください。

■この図は、噴火シナリオに基づき、雲仙岳火山防災協議会と調整して作成しています。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

福岡管区气象台 地域火山監視・警報センター

TEL: 092-725-3606 <https://www.data.jma.go.jp/fukuoka/>

■長崎地方气象台

TEL: 095-811-4861 <https://www.data.jma.go.jp/nagasaki-c/>

■雲仙岳火山防災協議会事務局: 長崎県

TEL: 095-824-1111 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/kiki/index.html>



九州地方整備局提供

雲仙岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒報	噴火警戒報(居住地域)又は噴火警戒報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	(住民等) 危険な居住地域からの避難等。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 1792年噴火の事例 溶岩流(新焼溶岩)が火口から約2.7kmまで流下 1990年～1996年噴火の事例 1991年5月26日:火砕流が火口から約2.5kmまで流下
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	(住民等) 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。	●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 1990年～1996年噴火の事例 1991年6月3日:火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日:火砕流が火口から約5.6kmまで流下
警戒報	噴火警戒報(火口周辺)又は火口周辺警戒報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。 (住民等) 住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	●想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 1990年～1996年噴火の事例 1991年5月12日頃:山体浅部を震源とする火山性地震の多発 1991年5月12日:火山性微動の急増 1991年5月13日:山体浅部の膨張を示す明瞭な地殻変動 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 1663年噴火の事例 溶岩流(古焼溶岩)が火口から約1kmまで流下
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 火口周辺への立入規制等。 (住民等) 住民は通常の生活。	●想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 1990年～1996年噴火の事例 1990年10月23日、10月31日:火山性地震の増加 1990年10月:火山性微動の増大 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 1990年～1996年噴火の事例 1990年11月17日:噴火の発生
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	(登山者等) 状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏。状況により想定火口域の範囲内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) 各レベルにおける警戒が必要な範囲は、想定火口域の縁からの距離としている。火口の位置が限定された場合には、その火口縁を起点とした警戒が必要な範囲を設定する。

注3) 想定火口域の範囲外で噴火が発生した場合は、噴火した場所や大きな噴石等の影響範囲を記述した噴火警戒報を発表する。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については

長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>